



緑豊かな里山を
守っていききたいな



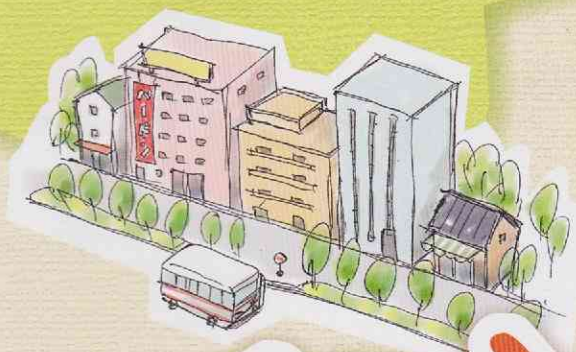
空き家を何かに
活用できないかしら



安心して
歩ける道が
増えるといいな



何でも
市役所まかせで
いいのかな



みんなであつくり

「住み続けたいくなるまち」

地域によってまちづくりへの思いもさまざまなものがあります。

自分たちのまちのことは、そこに住んでいる人が一番よく知っています。

子どもや孫の時代まで住み続けたいくなるまちの実現に向けて、住民主体のまちづくりに取り組んでみませんか。

市ではその取り組みに対して、さまざまな支援を行います。

住民主体のまち

地域の皆さんが「住み続けたいまち」に向けて、「地区まちづくり構想」として策定し、



地域の皆さんの取り組み

地区住民

自治会

各種団体

まちづくり勉強会を発足

- ・まちづくりのための勉強会
- ・地域の課題などについて議論
- ・「地区まちづくり構想」策定に向けての準備

「地区まちづくり構想策定委員会」を設立

(地区まちづくり構想策定委員会の要件)

- ・設立の目的が、四日市市都市計画まちづくり条例の目的(本市にふさわしい土地利用の適正化と魅力あるまちづくりに寄与すること)に則している
- ・地区まちづくり構想に係る地区の区域が定まっている
- ・委員が地区の住民などで構成され、おおむね当該地区の区域全体から参加している
- ・運営に必要な事項が、会則や規則などで定まっている

《まちについて考える》

- ・まちを知る(まちの良いところ、悪いところを出し合う)
- ・地図を作ってみる
(大切にしたいところや課題のある場所を図面に落とし込む)
- ・まちを歩いてみる
(地域の資源や課題などイメージの共有を行う)

《重視すべき課題を整理する》

《まちの将来像を考える(将来ビジョンをつくる)》

- ・住み続けたいまちとはどんなまちなのか

《構想実現のための計画をつくる》

- ・具体的な実行内容や手順、手段などを明確にする
- ・住民が取り組むこと、行政が取り組むことなど役割分担を整理する

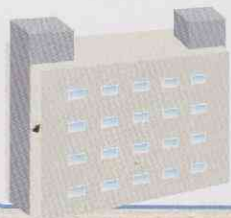
《まちづくりニュースなどを発行する》

- ・地域住民に現状を報告し、地区まちづくり構想への関心を高める

《地域住民へ構想案を公表、意見を聴取する》

- ・必要に応じて、構想案を修正する

市の支援



《まちづくりへの相談》

- ・活動の進め方などを相談、活動開始時には担当職員を派遣

《まちづくり専門家を派遣》

- ・勉強会などの活動に対し、アドバイス

《まちづくり専門家を派遣》

- ・構想策定などの活動に対し、専門家が支援

《行政の計画や

ルールづくりなどのための制度を紹介》

こんな地域にしたい!!



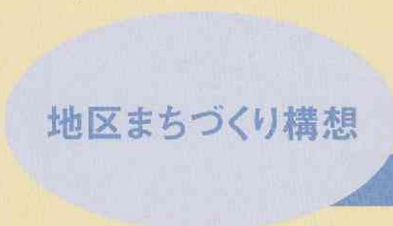
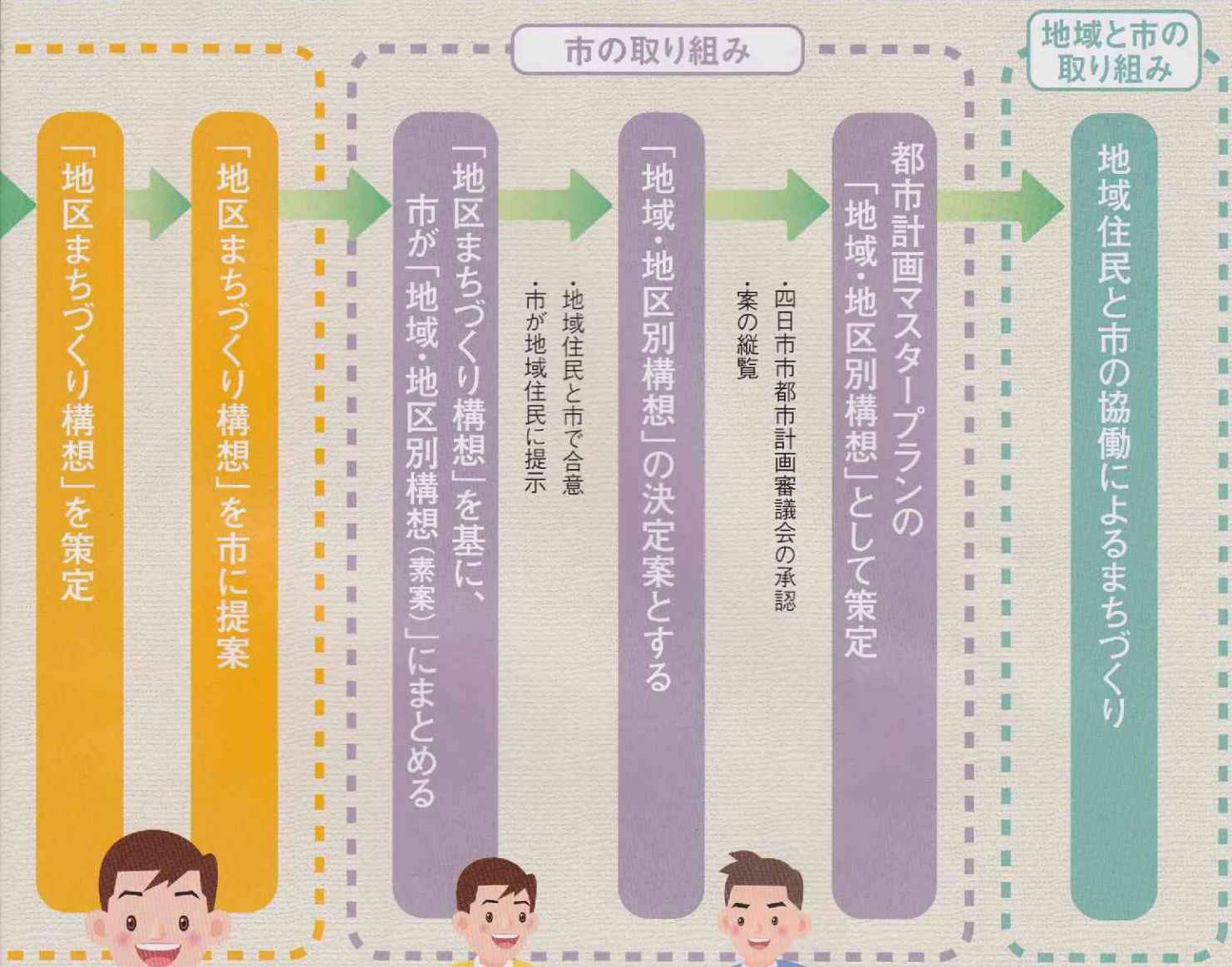
地域の皆さんによる「まちづくり構想」が市の都市計画へ

都市計画マスタープランは「全体構想」と「地域・地区別構想」で構成されています。

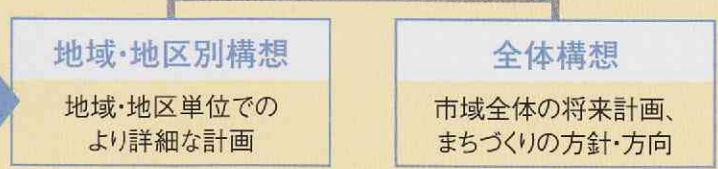
「全体構想」は市域全体の将来像を示したものです。「地域・地区別構想」は地域・地区単位でのより詳細な計画(土地利用や都市施設に関する計画)で、地域住民が主体になって策定する「地区まちづくり構想」の提案内容を反映したかたちで市が策定します。

づくりの進め方

地区の将来のまちづくりの目標や方向性をまちづくりに取り組む流れです。



都市計画マスタープラン



まちのルールづくりを考えてみませんか

市では、「地区まちづくり構想」策定の活動以外に、一定規模の区域におけるまちのルールづくりなどの活動に対しても、まちづくり専門家の派遣などを行っています。

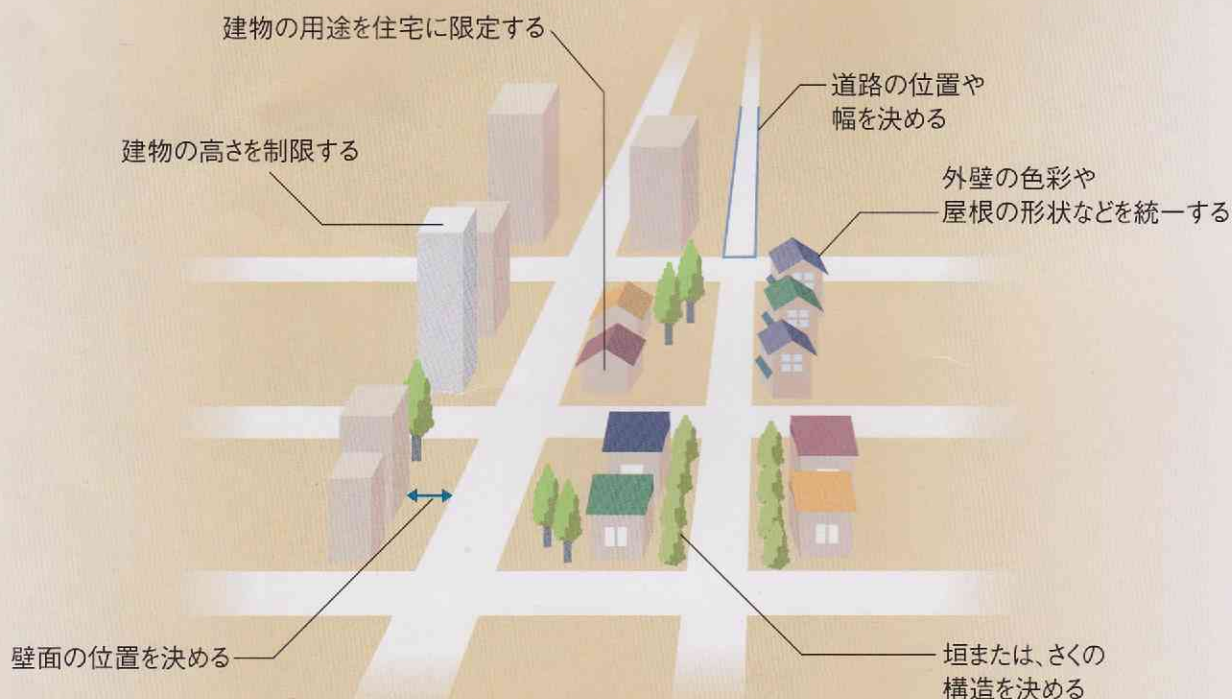
地域の皆さんの良好な居住環境などを守り、誘導していくため、地域住民が主体となって、地域にふさわしいまちのルールづくりに取り組んでみませんか。

ポイントは

- 地域で具体的にどのようなことが問題となっているか
- 将来どのようなまちにしていきたいか
- そのためにどのようなルールが必要と思われるか



[ルールづくりの例]



● お問い合わせ・ご相談は ●

四日市市 都市整備部 都市計画課

TEL059-354-8214 FAX059-354-8404

e-mail:toshikeikaku@city.yokkaichi.mie.jp